

－東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社－

大口・多頻度割引制度における道路法令違反者に対する割引停止措置等の見直しについて(東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神各高速道路株式会社代表取締役社長宛て)

指摘の背景となった大口・多頻度割引制度による割引額(収入) 東会社1192億3254万円、中会社1932億6584万円、西会社2213億6901万円、本四会社30億1725万円、首都会社362億0525万円、阪神会社197億1257万円

1 大口・多頻度割引制度等の概要

(1) 大口・多頻度割引制度の概要

東日本、中日本及び西日本各高速道路株式会社(以下、それぞれを「東会社」「中会社」「西会社」といい、3会社を総称して「東日本等3会社」という。)並びに本州四国連絡、首都及び阪神各高速道路株式会社(以下、それぞれを「本四会社」「首都会社」「阪神会社」といい、3会社と東日本等3会社を合わせて「高速道路6会社」という。)は、高速道路の大口・多頻度利用者を対象にETC(有料道路自動料金収受システム)の利用を前提とした割引制度(以下「大口・多頻度割引制度」という。)を実施している。「ETCコーポレートカード利用約款」(以下「利用約款」という。)に基づいて東日本等3会社のいずれかとコーポレート契約を締結した個人及び法人(以下「契約者」という。)は、高速道路6会社が実施する大口・多頻度割引を受けることができる。高速道路の通行料金の月間利用額に応じて受ける大口・多頻度割引の最大割引率は、東日本等3会社が50%等となっており、高速道路6会社が割引を行った額は、平成26年度計2940億5968万余円、27年度計2987億4280万余円となっている。

(2) 道路法令違反者に対する割引停止措置等の概要

高速道路6会社は、高速道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するために、交通管理部門において、高速道路株式会社法等に基づき、現地取締りとして、検問を実施し、総重量等が車両制限令に規定する最高限度を超える車両等を通行させるなどしていた者のうち、違反の程度が道路法第47条の4の規定による行政処分(以下「措置命令」という。)の発出基準に該当する者に対して発出された措置命令書を交付して、法令違反車両を高速道路の外に退出させるなどの措置を執ったり、措置命令発出基準未滿の道路法令違反に該当する者に対して発出された指導警告書を交付したりしている。また、自動軸重計による取締りとして、車両の軸重が車両制限令に規定する最高限度を超える違反を繰り返すなどしていた者に対して発出された警告書等の文書を送付するなどしている。

高速道路の通行者の中には、大口・多頻度割引の利益を享受する一方で、道路法令違反により道路橋等の構造物の劣化、重大事故等を引き起こすなどして高速道路6会社に対して劣化対策及び安全対策に係る費用負担を増大させるなどの不利益を与えている者(以下「道路法令違反者」という。)が多数存在している。

東日本等3会社は、道路構造物の保全、道路法令違反の抑止及び安全走行の啓発を目的として、利用約款に加え、割引停止及び利用停止の措置(以下「割引停止措置等」という。)の適用要件及び方法を具体的に定めたマニュアルを作成し、交通管理部門及び料金徴収部門が連携して割引停止措置等を実施することとしてきた。そして、高速道路6会社は、東日本等3会社が管理する高速道路における措置命令発出基準に該当する道路法令違反者に対してのみ実施してきた割引停止措置等について、28年10月から、車両の軸重が車両制限令に規定する最高限度を超えるなどの違反(以下「軸重超過等の違反」という。)等を除き、高速道路6会社が割引停止措置等について統一的な運用を実施している。

2 本院の検査結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

高速道路6会社が管理する高速道路には、26年度以降、年間2億6000万台を超える大型車（特大車を含む。）が通行している。高速道路6会社は、交通管理部門において26、27両年度に現地取締りとして検問を実施し、それぞれ5,537者及び6,059者に対して、措置命令書を交付したり、それぞれ3,721者及び3,332者に対して、指導警告書を交付したり、自動軸重計による取締りを実施して、繰り返し違反するなどしていた者10,908者及び6,008者に対して警告書等の文書を送付したりなどしていた。しかし、東日本等3会社が、料金徴収部門において、利用約款等に基づく割引停止措置等を実施した件数は、26、27両年度で計5件に留まっていた。

東日本等3会社のマニュアルによれば、措置命令書が交付された総重量等の違反の程度に応じて違反点数を3点～30点とし、四半期の違反点数の累計が30点以上となった場合、道路法令違反者に対して、交通管理部門から警告文書が交付され、四半期の違反点数の累計が再び30点以上となった場合に、料金徴収部門から割引停止が決定される。措置命令発出基準に該当する道路法令違反が繰り返されていても、各四半期末の違反点数の累計は、翌四半期に繰り越すこととはなっていないため、道路法令違反について道路法の罰則規定に基づき有罪の刑が確定しない限り、月間利用額に応じて割引が適用されることになる。また、道路法令違反のうち、①軸重超過等の違反及び②措置命令発出基準未満の違反については、措置命令書発出の対象となっておらず、いずれも違反点数が付されないこととなっているため、これらの違反が繰り返されたり、軸重超過等の違反が措置命令発出基準に該当したりしていても、道路法令違反者に対して割引停止措置等が実施されることはない。

そして、上記①及び②の違反については、道路法令違反者に係る違反状況の把握に必要な情報が情報システムに入力されておらず、ETCコーポレートカードの利用情報を処理する情報システムと法令違反情報を処理する情報システムとの連携が十分に図られていない状況となっていた。

また、措置命令書が交付された総重量等の違反において、四半期の違反点数の累計が30点未満の道路法令違反者については、違反履歴情報及び割引適用情報が情報システムに入力されていたものの、警告文書発出の対象となっていないことから、各会社間及び各部門間において情報の共有を行う体制が十分なものとなっていなかった。そのため、四半期の違反点数の累計が30点未満の道路法令違反者に対する割引適用状況が各会社間及び各部門間において十分把握されていなかった。

3 本院が要求する改善の処置

高速道路における法令違反車両の通行は、道路橋等の構造物に損傷を与え、その繰り返しによって道路構造物の劣化が進み大規模な修繕等の必要が現に生じており、また、交通の安全性が阻害され、車両の横転等による重大事故を招くおそれもある。

ついては、道路法令に違反して車両を走行させている契約者に対する大口・多頻度割引制度における割引停止措置等が道路構造物の保全、道路法令違反の抑止等について更に実効性のあるものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 高速道路6会社において、大型車交通の急激な増加等の社会情勢の変化、自動軸重計等の整備状況及びこれら機器による取締りの実施状況を考慮し、割引停止措置等に係る更なる強化策として、措置命令発出基準に該当していても違反点数が付されていない軸重超過等の違反や措置命令発出基準未満の違反、また、マニュアルによる違反点数の付与・累計方法では30点未満となる違反に係る道路法令違反者に対しても割引停止措置等を適用するなどのため、マニュアル等における違反点数の付与・累計方法等適用要件の見直しを適切に行うこと

イ 高速道路6会社間及び各部門間において、アについて道路法令違反者に係る違反履歴情報及び割引適用情報の共有が適切に行われるよう体制を整備すること